

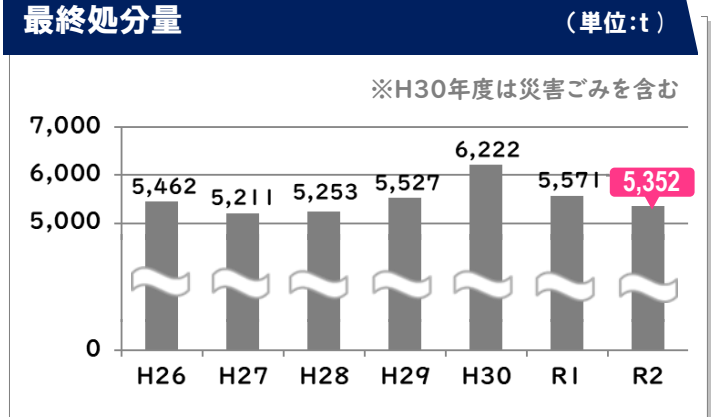
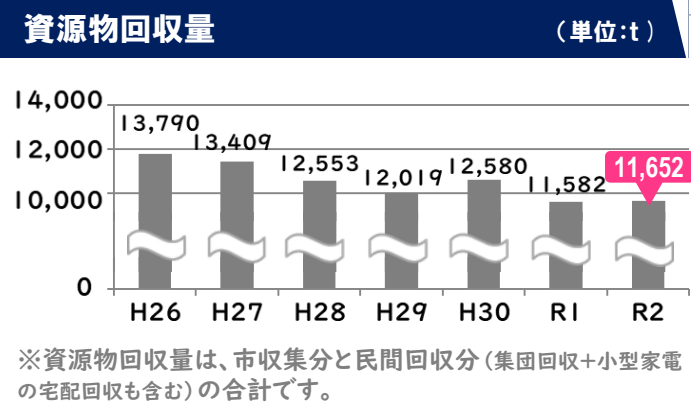
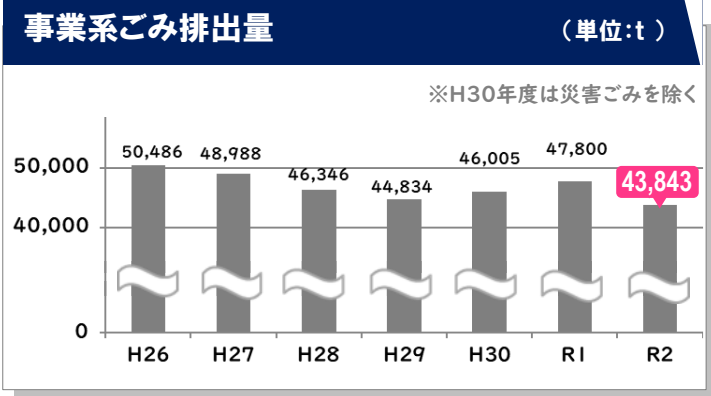
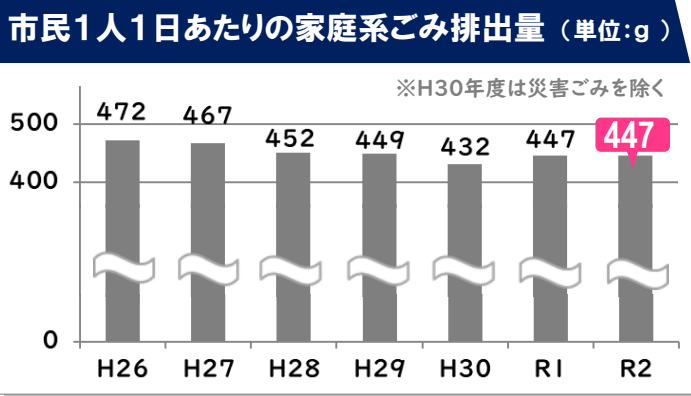
減量推進員ニュース

発行:茨木市 産業環境部 資源循環課
 TEL:072-620-1814 FAX:072-627-0289 E-mail:shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

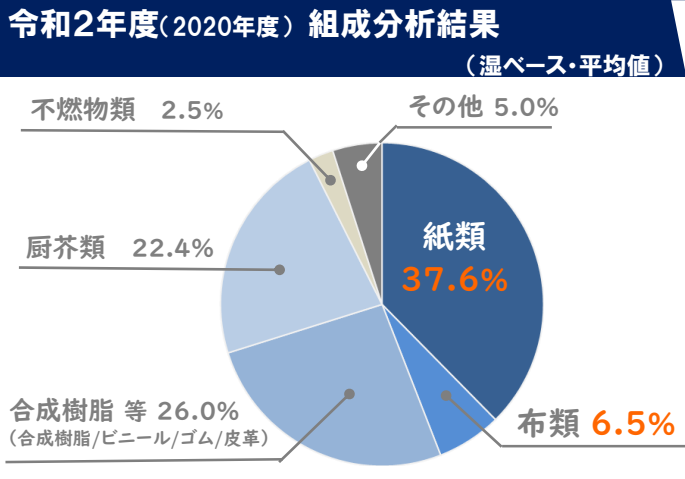
1 報告 茨木市のごみの現状について

茨木市のごみ・資源物の発生量と最終処分量、ごみの組成は下表のとおりです。

(1) ごみ・資源物の発生量と最終処分量



(2) ごみの組成



この結果から、「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、ごみの分別により一層取り組み、資源物を資源として適切に回収することが、ごみの減量につながります。

(1) ごみ・資源物の発生量と最終処分量 (上の4つの棒グラフ)

昨年度の本市のごみ・資源物量を前年度と比較すると、市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量については増減はありませんが、事業系ごみの排出量については、直近7年間で過去最も少ない結果となりました。背景には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務の停止や縮小が影響していると推測されます。

また、資源物の回収量については微増、最終処分量については、前年度よりも減少しました。

(2) ごみの組成 (左の円グラフ)

昨年度の家庭から排出されたごみの44.1%が資源として有効に利用できる紙類、布類でした。

ごみの減量・再資源化に向け、更なるご協力をお願いします!

2

紹介

プラスチックごみを減らすため、 今私たちができることは？

プラスチックはペットボトルなどの容器包装から家庭用品やおもちゃまで、日常のあらゆる場所で利用されています。軽くて丈夫で持ち運びしやすい、様々な製品に加工しやすいなど、便利な一方で、プラスチック製品の中にはレジ袋やペットボトル、食品包装のように使い捨てられる製品が多くあります。

近年このプラスチックをめぐり、海洋プラスチック問題、中国の廃プラスチック輸入規制、気候変動などさまざまな問題が顕在化し、国内のプラスチック資源循環確立の必要性が強く認識されるようになってきました。

こうした中、令和3年(2021年)春には「プラスチック資源循環促進法」が閣議決定され、今後、国主導のもと様々な政策の具体策が示され、来年、令和4年(2022年)6月に施行される予定です。

法律の施行に先駆け、今回は今すぐできるプラスチックごみ減量の取組をご紹介します。買い物に行く時、学校や職場で水分を補給する時、家庭でごみを捨てる時など、私たち一人ひとりが今日からできることを始めてみませんか？



買い物にはエコバッグを持参しよう！



水分補給にはマイボトルを活用しよう！



詰め替え商品を選んで使おう！



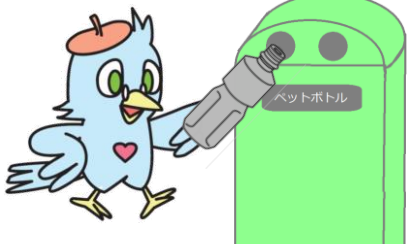
使い捨てプラスチックスプーン、ストローをもらわないようにしましょう！



壊れても捨てずに修理して使おう！



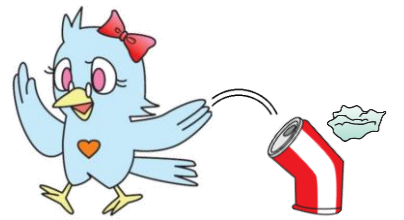
リユースショップを活用しよう！



ペットボトルはきっちり分別しよう！



まちの清掃活動に参加しよう！



私たちの無意識が海洋プラスチックごみにつながっていることを知ろう！

海のプラスチックごみ削減の取組は、国連が推進する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に寄与します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



14 海の豊かさを守ろう

